

申告手続きにはマイナンバーが必要です

本人確認時にマイナンバーを証明する書類が必要となります。忘れずにお持ちください。



マイナンバー

◎本人申告の場合

個人番号カードをお持ちの人	
個人番号カードだけで本人確認（番号確認と身元確認）が可能 ※市で受付する確定申告では、個人番号カードの写し（両面）の添付が必要。	
個人番号カードをお持ちでない人	
番号確認書類	身元確認書類
《本人のマイナンバーを確認できる書類》 ●通知カード ●住民票の写し（マイナンバー入りのものに限る） などのうちいずれか1つ	《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》 ●運転免許証 ●パスポート ●在留カード ●障害者手帳 ●公的医療保険の被保険者証 などのうちいずれか1つ

※市で受付する確定申告では、番号確認書類と身元確認書類の写しの添付が必要。

◎代理人申告の場合

代理権の確認書類	+	代理人の身元確認書類	+	本人の番号確認書類
●委任状 ●本人の個人番号カード、公的医療保険の被保険者証などのうちいずれか1つ		●個人番号カード ●運転免許証 ●パスポート ●障害者手帳 ●公的医療保険の被保険者証などのうちいずれか1つ		●個人番号カード又はその写し ●通知カード又はその写し ●住民票の写し又はその写し（マイナンバー入りのものに限る） などのうちいずれか1つ

申告日程表

受付時間：午前9時～正午、午後1時～4時

月	日	曜日	地区	会場
1	14	火	長浜町、鍛冶町、上町、下町	アスピアこだま
	15	水	仲町、新町、連雀町、本町、本泉全域	
	16	木	第一金屋、第二金屋、第三金屋	
	17	金	長沖、高柳、飯倉、宮内、塩谷、保木野、田端	
	20	月	児玉南、秋山、風洞、東小平、西小平	
2	21	火	中央、本庄	市役所6階大会議室
	22	水	南、前原、緑	
	23	木	東台、住居表示外（照若町・本町・台町・諏訪町）	
	24	金	日の出	
	27	月	朝日町、五十子、早稲田の杜、東富田、今井	
	28	火	四季の里、北堀、西五十子、東五十子、四方田	
	1	水	銀座、寿、けや木、栗崎	
	2	木	鶉森、傍示堂、小和瀬、宮戸、堀田、滝瀬	
3	3	金	牧西、仁手、下仁手、久々宇、田中、上仁手	市役所6階大会議室
	5	日	市内全域（市民税・県民税申告優先）	
	6	月	都島、山王堂、沼和田、万年寺、杉山、新井、三友	
	7	火	千代田、見福	
	8	水	小島南、下野堂	
	9	木	駅南、共栄全域、下真下、上真下、吉田林、高関	
	10	金	柏、栄	
3	13	月	若泉、小島	市役所6階大会議室
	14	火	西富田、蛭川、入浅見、下浅見	
	15	水	市内全域（市民税・県民税申告優先）	

介護保険要介護認定者の障害者控除の適用に必要な『障害者控除対象者認定書』について

介護保険の要介護認定（要介護2～5）を受けている人は、身体障害者手帳などを持っていない場合でも、申告の際に『障害者控除対象者認定書』を提示することで障害者控除が受けられます。

■対象

65歳以上で、平成28年12月31日（基準日）時点で、要介護2から5までのいずれかの認定を受けている人
※対象者が年の途中で死亡した場合は、その死亡日が基準日になります。

■申請方法

本人又は代理人が介護保険被保険者証を持参のうえ、下記へお越しください。

★介護保険課（市役所1階）

☎②1719

市民福祉課（アスピアこだま内）

☎②1333

市民税・県民税

申告受付が始まります

▶申告受付期間 2月14日(火)～3月15日(水)まで

今年も申告の時期になりました。

地区ごとに申告相談の指定日を設定していますので、ご協力をお願いします。

★課税課 ☎②1123（所得税については、本庄税務署 ☎②2111へ）

左記申告日程表の2月14日（火）・15日（水）及び他の日程の午前中は、混雑が予想されますので混雑を避けてお越しください。自分にどの申告が必要かは、6ページのフローチャートでご確認ください。

申告時に必要なもの

①個人番号カード又は通知カード及び身元確認のできるもの（運転免許証など）

※社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の開始により、申告手続きの際には、個人番号（マイナンバー）の記載が必要になります。

また、配偶者控除・扶養控除を受ける場合は、その人の個人番号を確認できるものも必要になります。

なお、次の人は扶養控除等の対象とすることができませんので、申告の際は、ご注意ください。

- ・年間の所得が38万円を超える人
- ・他の人の扶養控除等の対象となっている人

②印鑑

③所得がわかるもの

- ・給与所得、年金所得
- ・源泉徴収票
- ・事業所得（営業、農業、不動産所得）
- ・収入内訳書（事前に収支計算を済ませてください）
- ・配当所得、一時所得、雑所得
- ・年間取引報告書、支払調書

④各種控除を証明できるもの

- ・社会保険料控除
- ・社会保険料等の領収書又は支払証明書
- ・生命保険料控除及び地震保険料控除
- ・除税証明書
- ・寄附金控除
- ・領収書又は支払証明書
- ・医療費控除
- ・医療費の明細書及び医療機関の領収書（保険金などで補てんされた金額がある人はその金額がわかる書類も必要です）
- ・障害者控除
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除認定書

⑤所得税の還付を受ける人は、

申告者本人名義の口座が確認できる預金通帳など

※医療費の明細書は、事前に診療を受けた人ごと、医療機関ごとに集計を済ませてください。

※書類などに不備がある場合、再度お越しいただくことがあります。

「市民税・県民税申告書」は、郵送で提出できます

「市民税・県民税申告書」は、「市民税・県民税申告書」は、課税課（市役所1階）、市民福祉課（アスピアこだま内）で配布又は市ホームページからダウンロードできます。「市民税・県民税申告書の書き方」を参考に作成して、郵送で提出すれば、申告会場へ出向く必要がなくなります。

申告は期限内に

申告は3月15日(水)までに済ませるようお願いいたします。期限内に申告が済みでない人は、平成29年度（平成28年分）所得・課税証明書の発行に日数を要する場合があります。